

COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款【現改比較表】 2026年5月27日現在

～2026年5月26日

2026年5月27日～

第1条～第7条（略）

第1条～第7条（略）

（本契約申込の承諾）

第8条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込者が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき

(2) 本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(3) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(4) 本契約の申込みをした者が、第16条（利用停止）第1項各号又は第2項の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき

(5) 本サービスの申込者が、この約款に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

（本契約申込の承諾）

第8条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込者が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき

(2) 本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(3) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(4) 本契約の申込みをした者が、第16条（利用停止）第1項各号又は第2項の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき

(5) 本サービスの申込者が、この約款に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

<p>(6) 申込書に虚偽の記載がなされたとき</p> <p>(7) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p>(8) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき</p> <p><u>(9)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p>	<p>(6) 申込書に虚偽の記載がなされたとき</p> <p>(7) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p>(8) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき</p> <p><u>(9)</u> 本サービスの申込みをした者が、第37条（利用に係る契約者の義務）第1項に定める書面等を当社に対して提示しないとき。</p> <p><u>(10)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p>
<p>第9条～第10条（略）</p>	<p>第9条～第10条（略）</p>

(本契約に基づく権利の譲渡)

第11条 本サービス利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

3 ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

4 当社は、前項の規定により本サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき

(2) 本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(3) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(4) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、第16条（利用停止）第1項各号又は第2項の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき

(5) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、この約款に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(6) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記

(本契約に基づく権利の譲渡)

第11条 本サービス利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

3 ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

4 当社は、前項の規定により本サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき

(2) 本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(3) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(4) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、第16条（利用停止）第1項各号又は第2項の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき

(5) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、この約款に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(6) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記

<p>載した書面を提出したとき</p> <p>(7) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、当社からの内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p><u>(8)</u> 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき</p> <p><u>(9)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>5 本サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</p>	<p>載した書面を提出したとき</p> <p>(7) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、当社からの内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p><u>(8)</u> 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、第37条（利用に係る契約者の義務）第1項に定める書面等を当社に対して提示しないとき。</p> <p><u>(9)</u> 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき</p> <p><u>(10)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>5 本サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</p>
<p>第12条～第36条（略）</p>	<p>第12条～第36条（略）</p>

<p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第37条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～(16) (略)</p> <p>(17) 契約者がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</p> <p>(18) その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと</p> <p>(19) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2 ～ 7 (略)</p>	<p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第37条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～(16) (略)</p> <p>(17) 契約者がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信役務等を6か月以上継続して提供していること並びに電気通信番号使用計画の認定を受けていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。この場合において、契約者は当社に対しそれらの事実を当社が確認できる書面等を提示するものとします。</p> <p>(18) その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと</p> <p>(19) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2 ～ 7 (略)</p>
<p>第38条～第46条 (略)</p> <p>別記～料金表 (略)</p>	<p>第38条～第46条 (略)</p> <p>別記～料金表 (略)</p>
	<p>附 則（令和8年5月26日 C A S企第000400009186-01号）</p> <p>この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>